

令和3年8月31日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	伊藤孝	上下水道課長
柏倉信一	会計管理者（兼） 会計課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長	船田孝夫	監査委員
木村幸一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第1号

第3回定例会

令和3年8月31日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
(1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告
(1) 市政の概況について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 7 議第42号 表彰について
- 〃 8 議案説明
- 〃 9 委員会付託
- 〃 10 質疑・討論・採決
- 〃 11 報告第7号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 12 報告第8号 令和2年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- 〃 13 報告第9号 令和2年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- 〃 14 質疑
- 〃 15 認第 1号 令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 16 認第 2号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 17 認第 3号 令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 18 認第 4号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 19 認第 5号 令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 20 認第 6号 令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 21 認第 7号 令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 22 議第43号 令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 23 議第44号 令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 24 議第45号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 25 議第46号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 26 議第47号 寒河江市個人情報保護条例の一部改正について
- 〃 27 議第48号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- 〃 28 議第49号 寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について
- 〃 29 議第50号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について
- 〃 30 議第51号 市道路線の認定について

- 日程第3 1 請願第4号 米の需給調整に関する請願
〃 3 2 議案説明
〃 3 3 監査委員報告
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○**國井輝明議長** おはようございます。

ただいまから令和3年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○**國井輝明議長** 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、3番鈴木みゆき議員、15番木村寿太郎議員を指名いたします。

会 期 決 定

○**國井輝明議長** 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。古沢議会運営委員長。

〔古沢清志議会運営委員長 登壇〕

○**古沢清志議会運営委員長** おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました令和3年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月26日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から9月22日までの23日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第3回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの23日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

令和3年8月31日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
8月31日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、人権擁護委員候補者推薦、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案・請願上程、同説明、監査委員報告	議 場
9月 1日(水)	休 会 (議 案 調 査)			
9月 2日(木)	休 会 (議 案 調 査)			
9月 3日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 4日(土)	休 会			
9月 5日(日)	休 会			
9月 6日(月)	休 会 (議 案 調 査)			
9月 7日(火)	休 会 (議 案 調 査)			
9月 8日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 9日(木)	午前9時30分	本 会 議	質疑、決算特別委員会設置、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議休憩中	決算特別委員会	開会、正副委員長の互選、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	決算特別委員会終了後	本 会 議	決算特別委員会正副委員長の互選結果報告	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
9月10日(金)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月11日(土)	休 会			
9月12日(日)	休 会			
9月13日(月)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会第2・3 会 議 室
9月14日(火)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会第2・3 会 議 室

9月15日(水)	午前9時30分	厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	議会第2・3 会議室
9月16日(木)	休 会 (事 務 処 理)			
9月17日(金)	休 会 (事 務 処 理)			
9月18日(土)	休 会			
9月19日(日)	休 会			
9月20日(月)	休 会			
9月21日(火)	休 会 (事 務 処 理)			
9月22日(水)	午前9時30分	決算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場
	決算特別委員会 終了後	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉 会	議 場

諸 般 の 報 告

○**國井輝明議長** 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

行 政 報 告

○**國井輝明議長** 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回定例会の開会に当たり、6月定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況につきまして、先月から拡大した第5波により、現在、新

型新型コロナウイルス特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が21都道府県に発令され、また、まん延防止等重点措置が12県に適用されております。

こうした状況の中、県内での感染者数は8月30日現在3,144名、本市での感染者数は167名となっております。新型コロナウイルスに罹患されました皆様には心からお見舞いを申しあげますとともに、一日も早い回復を願っているところでございます。

県においては、8月20日から9月12日までの24日間を感染拡大防止特別集中期間として、県民、事業者などに対して感染防止の取組について改めて協力要請を行っております。本市におきましても、この特別集中期間に公共施設の利用制限などを行い、第5波の収束に向け取組を進めているところであります。

一方、市内小中学校においては、8月26日までに全ての小中学校が2学期をスタートさせており、新型コロナウイルスに対する基本的対策を徹底し、教育活動を継続しているところであります。今後、9月から11月にかけて多くの小

中学校で修学旅行や運動会、学芸会などが予定されているところではありますが、修学旅行については、行き先を県内に、行程を日帰りに変更するなど、また、運動会、学芸会などについては、人数の制限や内容の見直しなどを行い、安全性を十分考慮して実施するよう計画されているところでもあります。

また、市内保育施設や放課後児童クラブにおいては、原則開所する施設ではありますが、感染拡大のおそれがある場合には休園や登園自粛をお願いするなど、子供たちの命と安全を最優先に考えて関係機関と連携を図りながら対応してまいります。そのため、各施設の運動会や行事などについては、人数制限や年齢ごとに分散して開催するなど、感染対策を徹底し実施するようお願いしているところでもあります。

新型コロナウイルス感染症対策については、今後も関係機関と連携を図りながら、市民の皆さん、事業者の方々の協力を賜り、万全を期すよう一層努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について申し上げます。

65歳以上の高齢者の接種率につきましては、1回目、2回目とも接種率90%を超えており、希望する高齢者の接種は7月末で完了したものと考えております。

また、優先接種の医療従事者、高齢者施設等従事者、基礎疾患の方及び60歳から64歳までの方も接種が完了しており、市独自優先接種者とした警察、学校、保育所等従事者の方についても、8月末で2回目の接種を完了する見込みであります。

市民全人口に対する接種率については、8月27日現在で1回目接種者が52.4%、2回目は43.7%となっており、現在は30歳の方まで予約案内を送付しております。そのほか、接種を希望する小中高生に対しても予約案内を送付しており、集団接種においては小児科医師が在席す

るときに接種を行うこととしております。また、妊婦への優先接種を実施することとしておりまして、同居家族、里帰り出産も対象とすることとしております。

今後も市医師会と十分連携を図りながら、希望する方がスムーズに接種できるよう実施してまいります。

次に、今年度これまで実施しております新型コロナウイルス感染症に係る市の経済対策について申し上げます。

まず、会食や旅行の自粛の影響を受けた店舗等を対象に今年の3月から6月まで実施いたしました緊急事業継続給付金交付事業については、223件、7,205万円を交付しております。

また、緊急事態宣言による営業時間短縮要請に協力をいただいた飲食店等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は185件に1億2,025万円、続く新型コロナウイルス感染症拡大防止継続協力金は同じく185件に2,590万円を交付いたしました。

さらに、緊急事態宣言の影響を受けた店舗等に交付する緊急事態宣言等影響緩和一時支援金については、8月27日現在で154件に5,430万3,000円を交付しているところでもあります。

そして、地域経済の活性化とキャッシュレス決済による新しい生活様式の推進を目的とするスマートフォンのアプリを利用したキャッシュレスさがえさくらんぼプレミアム商品券事業については、商品券を利用できる店舗としては8月27日現在223店舗から申込みをいただき、商品券購入の申込みは9月11日までとなっております。そして、9月13日から23日までの販売期間を経て、9月25日から11月30日までが利用期間となっているところでもあります。

今後も感染拡大防止に留意しながら関係機関と連携を図り、地域経済の回復に向けた施策を鋭意推進してまいりたいと考えております。

次に、寒河江市の国・県に対する重要事業要

望について申しあげます。

去る7月9日、國井市議会議長と共に、山形県知事に対し、令和4年度寒河江市重要事業要望書を提出いたしました。

要望項目は全47項目となっておりますが、当日は知事より次の3項目について回答をいただいたところであります。

1つ目は、「施設整備強化及び人員確保対策と併せた保育料負担軽減施策の推進について」であります。県による保育料負担軽減施策の推進は子育て環境のさらなる充実には有意義であるというふうに考えておりますが、保育利用を希望する児童の増加が想定されるため、施設整備の充実強化や保育士人材の確保対策と併せた一体的な施策の推進について提案したところであります。

知事からは、施設整備や保育士人材の確保など必要となる対応については、市町村の意見を聞きながら検討を行っていききたいとの回答をいただいております。

2つ目の「市民が安心して暮らせる医療体制の確保について」は、コロナ禍の中、診療控え等による外来患者数の減少により自治体の病院経営は厳しい状況にあり、今後も人口減少や少子高齢化の進展が見込まれる中、将来にわたって医療サービスを持続的に提供していくためには、西村山地域全体の医療提供体制の在り方について、県立河北病院と寒河江市立病院の統合を軸として、西村山管内の1市4町による協議や地域医療構想調整会議等における検討を、県主導の下、進めていただきたいと提案したところであります。

知事からは、西村山地域の医療提供体制の在り方については、地域医療構想調整会議に加えて新たなステージの協議の場を設置するなどして、県も積極的に参画しながら関係者の議論を進めてまいりたいとの回答をいただきました。

3つ目は、「紅秀峰及びやまがた紅王のブラン

ド化推進」についてであります。今年度は、紅秀峰の品種登録から30周年を迎える一方、春先の降霜害発生を受けて不作になるなど大変厳しい節目の年となり、このような気象災害への対応を含めて、労働力確保対策、首都圏消費者へのPRなど市町村単位では十分な取組が困難な施策については県が主導しながら展開し、紅秀峰及びやまがた紅王のさらなるブランド化の推進について提案をしたところであります。

知事からは、今年は平成8年以来の低い収量水準であり、県としてもさくらんぼ王国の維持、再生に向けて追加支援を含めて検討していく、紅秀峰をはじめとするブランド化については、オール山形の体制で取り組んでまいりたいとの回答をいただいたところであります。

今後とも各要望項目の実現に向けて積極的に取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、景気・雇用情勢について申しあげます。

7月29日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、「山形県の景気は、サービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、全体としては持ち直しの動きが続いている」となっております。

山形労働局発表の6月の県内有効求人倍率は、原数値で1.20倍、ハローワークさがえ管内では0.94倍、寒河江市内に限りますと1.16倍であります。また、正社員に係る有効求人倍率は全国平均が0.85倍、県平均が1.01倍、寒河江市は1.21倍であります。

今後とも関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいる考えであります。

次に、今年のさくらんぼの出荷状況等について申しあげます。

県が8月24日に開催した山形さくらんぼブランド力強化推進協議会の発表によると、佐藤錦の収穫盛期は、園芸農業研究所で平年より5日、前年より6日早い6月17日となり、紅秀峰の収

穫盛期は、園芸農業研究所で前年より2日、平年より1日早い6月28日となっております。

一方、4月に発生した降霜被害等により、JA全農山形における販売状況によると、佐藤錦は前年比59%、紅秀峰は前年比30%の販売数量となり、また、市場流通が前年の6割程度、贈答需要は前年の8割程度であったとのことであり、県全体の収穫量については平年比68%となる9,500トン程度と見込まれており、販売価格については、品薄傾向で引き合いが強かったことから堅調に推移し、前年を上回り過去最高値を更新すると見込まれております。

なお、さがえ西村山農協の販売実績につきましては、9月9日に開催されるさくらんぼ生産販売検討会にて詳細が報告される予定でございます。

次に、米の生育状況について申し上げます。

県の調査によりますと、はえぬきの出穂日は8月1日で平年より1日早く、出穂後の気温が高めに推移していることから登熟も平年より早まっております。一方、つや姫の出穂日は8月8日で平年並みですが、出穂後の天候不良、低温降雨により初期登熟が緩慢な傾向であります。それでも1平米当たり総もみ数は、はえぬきが前年比107%、つや姫が106%と良好で、収量確保が見通せる状況であります。

今後の収穫に向け、農家の皆様の適切な栽培管理と併せて、台風による風水害など天候の推移を注視してまいりたいと考えております。

最後に、東京2020パラリンピック関連事業について申し上げます。

現在、熱戦が繰り広げられている東京2020パラリンピックであります。去る8月12日にパラリンピックの聖火となる寒河江の採火が本山慈恩寺にて行われました。厳かな雰囲気の中、慈恩寺の灯明から採火された火を本市在住のパラアスリートが引き継ぎ、やまがた未来の火として県内各地の火とともに東京へと送られまし

た。山形県出身選手、そして日本代表の選手のたいなる活躍とスポーツを通じて市民に夢と希望を与えていただくことを期待しているところでございます。

以上、6月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

以上であります。

質 疑

○**國井輝明議長** 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

○**國井輝明議長** 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お示ししております文書のとおり、委員候補者1名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決し

ました。

議案上程

- 國井輝明議長** 次に、日程第7、議第42号表彰についてを議題といたします。

議案説明

- 國井輝明議長** 日程第8、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 議第42号表彰について御説明を申し上げます。

本市の交流、発展に寄与し、市政に功労のある方について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものでございます。

お一人目は安藤博章氏でございます。安藤氏は平成11年に寒河江市商工会監事に選任され、以来、平成24年から同副会長、さらに平成27年から令和3年5月までの6年間は同会長として、組織の拡充強化、経営改善普及事業などに尽力され、本市の産業、経済の振興発展に多大な貢献をされました。また、市土地開発公社副理事長や西村山雇用対策協議会長、寒河江ブランド・魅力発信協議会長などを歴任されるなど、地域経済の振興にとどまらず、行政運営の進展にも貢献され、市勢発展に尽くされた功績は誠に大きなものでございます。

お二人目は故鬼海弘雄氏でございます。鬼海氏は本市出身の写真家で、主に人物を被写体とした作品を撮り続けてこられました。平成16年に国内でも有数の権威ある写真賞である土門拳賞を受賞され、国内はもとより、アメリカやヨーロッパなどで写真展を開催するなど、作品は海外においても高く評価されております。令和

2年10月に御逝去され、郷土の誇りである氏をしのび、感謝と追悼の意を込めて、今月、市美術館にて写真展「INDIA」を開催しているところでございます。これまでの輝かしい実績は夢を描く若者たちへの模範となり、写真家として郷土の名声を高められた功績は誠に大きなものでございます。

お二人の功績、経歴等の詳細については別紙資料のとおりでございます。

なお、故鬼海弘雄氏につきましては、追彰しようとするものでございます。

また、この件につきましては、去る8月19日開催の市表彰審査委員会において審査の結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨、御報告をいただきましたので、今回御提案申し上げるものでございます。御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

委員会付託

- 國井輝明議長** 日程第9、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第42号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第42号表彰についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第42号についてはこれに同意することに決しました。

報 告

- 國井輝明議長** 日程第11、報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてから、日程第13、報告第9号令和2年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてまでの3案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長** 初めに、報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

南部小学校内において運動会の練習中に児童の投石により軽自動車の一部を破損させた事故について示談を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げます。

なお、賠償金については総額10万7,030円でしたが、加害児童保護者と市の双方ともに5割を負担することで合意しておりますので、市負担分である5万3,515円を全国市長会学校災害賠償補償保険から支出するものでございます。

次に、報告第8号令和2年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告についてを御説明申し上げます。

財政の健全化判断比率を各会計及び関係団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は7.5%、将来負担比率は8.3%となったものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第9号令和2年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてを御説明申し上げます。

資金不足比率を3つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不足比率は発生しないものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上であります。

質 疑

- 國井輝明議長** 日程第14、これより質疑に入ります。

初めに、報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第8号令和2年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第9号令和2年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議案上程

- 國井輝明議長** 日程第15、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第31、請願第4号米の需給調整に関する請願までの17案件を一括議題といたします。

議案説明

- 國井輝明議長** 日程第32、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** まず、決算の認定について御説明を申し上げます。

令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び5件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は319億969万2,286円、歳出決算額は309億2,363万3,073円でございます。形式収支は9億8,605万9,213円で、繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源が2億716万8,746円です。実質収支が7億7,889万467円の黒字決算であります。

剰余金の処分につきましては、地方自治法及び財政調整基金条例の規定に基づき、財政調整基金に4億円を積み立て、残る3億7,889万467円は翌年度に繰越しをしたところでございます。

次に、認第2号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は37億9,919万402円、歳出決算額

は36億8,026万7,019円で、歳入歳出差引き残額1億1,892万3,383円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第3号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は5億4,015万356円、歳出決算額は5億3,020万1,116円で、歳入歳出差引き残額994万9,240円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第4号令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は44億7,095万9,679円、歳出決算額は43億7,343万9,303円で、歳入歳出差引き残額9,752万376円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第5号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は2,947万9,185円、歳出決算額は1,542万2,992円で、歳入歳出差引き残額1,405万6,193円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は68万8,729円、歳出決算額は43万274円で、歳入歳出差引き残額25万8,455円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを御説明申し上げます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものでございます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は19億8,543万5,039円、支出は19億3,911万7,201円でございます。その結果、純利益は3,026万9,473円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は1億995万2,500円で、支出は1億5,978万4,248円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4,983万1,748円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填いたしました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度の未処理欠損金2,677万189円を翌年度に繰越しをしようとするものでございます。

その他の詳細については、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを御説明申しあげます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の議決を求めるとともに議会の認定に付するものでございます。

初めに、利益の処分について御説明申しあげます。

令和2年度寒河江市水道事業会計において生じた未処分利益剰余金1億2,726万2,544円のうち、7,000万円を建設改良積立金に積立てしようとするものでございます。

続きまして、決算について申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出から申しあげます。

収入は11億814万8,366円、支出は10億650万3,391円でございます。その結果、純利益は7,059万968円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は8,808万1,052円、支出は4億5,230万5,415円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億6,422万4,363円については、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

利益処分後の剰余金につきましては、剰余金処分計算書案に記載のとおり5,726万2,544円を翌年度に繰越しをしようとするものでございます。

その他詳細につきましては、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを御説明申しあげます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の議決を求めるとともに議会の認定に付するものでございます。

初めに、利益の処分について御説明申しあげます。

令和2年度寒河江市下水道事業会計において生じた未処分利益剰余金1,409万1,059円のうち、1,400万円を減債積立金に積立てしようとするものでございます。

続きまして、決算について申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出から申しあげます。

収入は15億652万9,644円、支出は14億6,638万9,177円でございます。その結果、純利益は1,409万1,059円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は6億2,308万9,740円、支出は11億5,947万5,299円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億3,638万5,559円については、特別会計からの引継金、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

利益処分後の剰余金につきましては、剰余金処分計算書案に記載のとおり9万1,059円を翌年度に繰越しをしようとするものでございます。

その他詳細につきましては、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第45号令和3年度寒河江市一般会計

補正予算（第5号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、ふるさと納税に係る寄附金の増加により、基金管理事業の追加などを行うものでございます。

その結果、12億8,684万7,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ247億6,291万7,000円とするものでございます。

次に、議第46号令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う介護保険給付費準備基金積立金及び償還金を追加するものでございます。

その結果、9,752万円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ46億4,829万8,000円とするものでございます。

次に、議第47号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第48号寒河江市手数料条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再発行手数料について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第49号寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

寒河江市チェリーランド再整備計画に基づく施設の解体に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第50号西村山広域行政事務組合格約の一部変更についてを御説明申しあげます。

交通災害共済事業を廃止することに伴い、規

約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

次に、議第51号市道路線の認定についてを御説明申しあげます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、2路線を認定しようとするものでございます。

以上16案件について御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

監 査 委 員 報 告

○**國井輝明議長** 日程第33、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。船田代表監査委員。

〔船田孝夫監査委員 登壇〕

○**船田孝夫監査委員** おはようございます。

監査委員を代表いたしまして私から、令和2年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合わせて9会計の歳入歳出決算審査結果の概要につきまして御報告を申しあげます。

初めに、一般会計及び各特別会計歳入歳出に係る決算審査について申しあげます。

お手元の一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要であります。1の審査の対象は、令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、特別会計につきましては寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算から寒河江市財産区特別会計歳入歳出決算までの5特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

なお、令和元年度まで特別会計でありました寒河江市公共下水道事業特別会計及び寒河江市

浄化槽整備事業特別会計につきましては、令和2年度から公営企業会計に移行しております。

次に、第2、審査の結果であります。審査に付されました各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、また、計数的に正確であり、予算の執行についてもおおむね適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もございますので、むすびの決算額、財政分析、市税等の収納状況などを中心に御説明を申し上げます。

46ページを御覧ください。

初めに、(1)①の一般会計及び特別会計歳入歳出決算の全般的事項につきまして御説明申し上げます。

令和2年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入396億6,287万2,000円、歳出384億3,610万5,000円で、差引き12億2,676万7,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は10億1,959万8,000円となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は4億2,266万6,000円と増加しております。

このうち、一般会計の決算総額は、歳入319億969万2,000円、歳出309億2,363万3,000円で、差引き9億8,605万9,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた7億7,889万円が実質収支額となり、地方自治法の規定により、財政調整基金に4億円を編入し、残り3億7,889万円が翌年度に繰り越されております。

一方、特別会計の決算総額は、歳入88億4,046万8,000円、歳出85億9,976万1,000円で、差引き2億4,070万8,000円の黒字決算となっております。

次に、47ページ、②一般会計に係る財源につ

きましては、自主財源が歳入全体の49.2%を占めており、金額ベースでは前年度に比べ17.3%の増加となっております。このうち、市税は財源全体の16.1%、寄附金は同17.9%を占めており、寄附金につきましては、ふるさと納税の増加などにより、前年度に比べ29.0%と大幅な増加となっております。

一方、依存財源につきましては、歳入の50.8%を占め、金額ベースでは前年度に比べ64.2%の大幅な増加となっております。依存財源のうち最も額が大きいものは国庫支出金で、財源全体の24.1%を占めており、金額ベースでは前年度に比べ264.9%の大幅な増加となっております。

次に、49ページ、(2)の財政指標等に基づく財政分析であります。財政力指数は0.549、経常収支比率は90.5%で、前年度に比べそれぞれ0.003、0.4ポイント低くなっております。

また、実質公債費比率は7.5%で、前年度に比べ0.2ポイント低くなっており、この5年間で2.0ポイント下がっているなど、市の財政力が強化されているものと認められます。

市債残高一般会計分は161億4,267万5,000円で、前年度に比べ8,434万円増加しております。

次に、(3)市税等の収納状況であります。市税は95.2%で、前年度とほぼ同水準を維持しております。これは、納税相談窓口の時間延長、夜間及び休日を含めた特別納税相談の実施、税務部門における高額滞納者への個別対応強化並びにコンビニエンスストアやクレジット納付の実施などの多様な取組が功を奏していると考えられます。

また、市税以外の主な収納状況であります。国民健康保険税は73.0%で前年度に比べ0.4ポイント、介護保険料は98.8%で0.2ポイント、それぞれアップしております。

(4)の未収金収納対策につきましては、税務部門による高額滞納者への個別対応の強化や

保育料未納者への対応強化など各種対策が講じられておりますが、公金の収入未済額解消は公費負担の公平、公正の観点や一般財源確保の上でも重要であり、さらなる収納率の向上に向け工夫と努力を講じられることを期待するものです。

次に、50ページ、(5) 今後の財政運営等がありますが、地域経済は長引く新型コロナウイルスの影響等により引き続き厳しい状況が見込まれるところです。一方、超高齢社会の進展や核家族化、急激な人口減少社会の到来など、社会構造は大きな変革のときを迎えており、行政を取り巻く環境は大きく変化しようとしております。

こうした状況に行政として迅速かつ確かな対応が求められていることから、市行財政改革アクションプランに掲げる将来を見据えた健全財政及び持続可能な財政運営に係る取組などにより財政の健全化を図るとともに、新第6次寒河江市振興計画に掲げる新たな将来都市像であります「さくらんぼと笑顔かがやく 安全・安心なまち 寒河江」を実現するため、地域課題に積極的に取り組み、市勢発展と市民福祉の一層の向上が図られるよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要であります。1の審査の対象は令和2年度寒河江市立病院事業会計決算、令和2年度寒河江市水道事業会計決算及び令和2年度寒河江市下水道事業会計決算であります。審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正である

と認められました。

なお、各事業の業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析いたしました結果は意見書に記載のとおりであります。その概要について御説明申し上げます。

初めに、市立病院事業会計について御説明申し上げます。

13ページ、4、むすびを御覧ください。

(1) 概況につきましては、入院診療体制は全体98床で運営をスタートしましたが、病床の効率的利用等を図るため、6月、10月に療養病床5床を地域包括ケア病床に転換しております。

(2) 患者数の状況につきましては、外来患者の年間延べ人数は5万386人で、前年度に比べ2,128人、4.1%減少しております。入院患者は年間延べ3万1,102人で、前年度に比べ287人、0.9%増加少しております。

(3) の経営状況につきましては、①病院事業収益のうち、医業収益は前年度に比べ6,112万4,000円、4.2%の増加となっております。特に入院収益が入院患者数の増などにより6,696万5,000円、7.2%の増加となっております。

14ページ、②の病院事業費用のうち、医業費用は前年度に比べ1,512万4,000円、0.8%の微増となっております。

この結果、令和2年度の病院事業損益は、経常収益19億7,266万4,000円に対し、経常費用19億4,239万5,000円で、差引き3,026万9,000円の経常利益となりました。

また、当年度は特別利益及び特別損失ともに1,030万円であり、純利益は経常利益と同額の3,026万9,000円となっております。

当年度未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金5,704万円から純利益額3,026万9,000円を除き2,677万円となっております。

次に、(4) の経営指標等につきましては、医業収支比率は80.6%、病床利用率は86.9%で、前年度に比べそれぞれ2.6ポイント、1.0ポイン

ト上昇しております。病床利用率のアップは、地域医療構想や市立病院新改革プラン等を踏まえ、療養病床の転換など病床の適正化を図るとともに回復期機能の充実を図り、効率的な病床管理を行ったことなどによるものであります。このほか、市立病院新改革プラン目標値と令和2年度実績との比較は15ページ中段の表のとおりです。この中で特に紹介率が大きくアップしており、また、ここにはありませんが、逆紹介率もアップしていることから、開業医をはじめ関係医療機関等との連携強化が着実に図られているものと認められます。

(6) 一般会計からの繰入金につきましては、収益的収入及び資本的収入合わせて5億6,000万円であり、そのうち繰入基準外の繰入れが1億7,050万円であります。いずれも前年度に比べ3,000万円、4,150万円とそれぞれ減となっておりますが、今年度中に策定される次期病院改革プランの策定プロセスにおいて、市立病院の役割や医療機能、今後の経営収支の見通し等を踏まえ、基準外繰入れの在り方について引き続き十分な検討、協議がなされることを期待するものです。

次に、16ページ、(7)の今後の病院運営等につきましては、令和2年度の経営状況や一般会計からの繰入れ状況等から、引き続き経営健全化に積極的に取り組んでいく必要があると考えております。そのためには、開業医など地域の医療機関との連携強化により紹介、逆紹介を推進し、患者確保に努めるとともに、引き続き医療ニーズに対応する適切な病床管理及び運営をはじめ、地域医療構想や新改革プランなどを踏まえた病院機能の充実強化等を図っていくことが求められます。

寒河江市立病院につきましては、病院事業管理者の下、部門ごとに組織目標を掲げ、職員が一丸となって目標達成に取り組んでいるなど、新体制を生かした業務運営が行われてきており

ます。これらの成果を生かし、今後さらに市民のニーズに応え、市民及び地域から信頼される地域医療の拠点病院としてその役割を持続的に果たしていくことを期待いたします。

次に、水道事業会計について申し上げます。

35ページの4、むすびを御覧ください。

(1) 概況につきましては、年間総配水量は給水人口の減により前年度に比べ18万8,047立方メートル、有収水量は14万909立方メートル、それぞれ減少しております。

一方、有収率につきましては、老朽管の更新や漏水調査による修繕工事などにより前年度に比べ0.5ポイント上昇し、89.1%となっております。

(2) 経営状況につきましては、①水道事業収益は10億1,475万5,000円で、前年度に比べ2,368万7,000円、2.3%減少しており、②水道事業費用は9億4,416万4,000円で、前年度に比べ305万円、0.3%の微減となっております。

36ページ、4行目の水道事業損益につきましては、経常収益10億1,475万5,000円、経常費用9億4,293万2,000円で、差引き7,182万2,000円の経常利益となりますが、特別損失123万1,000円が生じておりますので、当年度純利益は7,059万1,000円で、前年度に比べ2,063万7,000円、22.6%の減となっております。

(3) 経営指標等に基づく経営分析につきましては、42ページ及び43ページの別表3にお示ししておりますが、支払い能力を示す流動比率や営業活動の能率を示す営業収支比率をはじめ、おおむね良好な数値となっております。

37ページをお願いいたします。

寒河江市水道ビジョン計画値と令和2年度実績を比較しますと、表のとおり純利益や耐震化率など計画値を上回っており、同ビジョンに沿った水道事業運営が行われているものと認められます。

(5) 今後の水道事業運営等につきましては、

今後の水需要の見通しは、市内における住宅着工やアパート新設等により給水戸数は増加しておりますが、給水人口の減少や節水意識の高まりなどにより、水需要量は減少傾向にありますことから、水道料金収入の伸びは期待できないと考えられます。

一方、水道水の安定的な供給のためには、基幹施設の更新整備や耐震管による老朽管の布設替えなどを計画的に進める必要があります、今後そのための改修費用が見込まれることから、これらの財源を確保していくためには、安定的、持続的な財政基盤及び財政運営が求められます。

寒河江市水道ビジョンで示された水需要の見通しや施設整備等の課題などに的確かつ計画的に対応し、より一層効率的な経営に努め、市民生活や社会経済活動の重要な基盤である安心安全な水道水の安定供給に努められるよう要望いたします。

最後に、下水道事業会計について申しあげます。

公共下水道事業及び浄化槽整備事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行いたしました。

56ページの4、むすびを御覧ください。

(1) 概況につきましては、年間総流入水量は前年度に比べ10万5,237立方メートル、有収水量は2万4,743立方メートル、それぞれ増加しております。

一方、有収率につきましては、前年度に比べ2.0ポイント減少しておりますが、これは豪雨等により年間総流入水量が増えたことが影響しているものです。

(2) 経営状況につきましては、①下水道事業収益は14億5,145万5,000円で、うち営業収益は6億2,798万7,000円、営業外収益は8億2,346万8,000円となっております。

②下水道事業費用は14億3,736万4,000円で、うち営業費用は12億6,167万8,000円、営業外費

用は1億6,583万6,000円となっております。

以上により、下水道事業損益につきましては、経常収益14億5,145万5,000円、経常費用14億2,751万4,000円で、差引き2,394万1,000円の経常利益となりますが、特別損失985万円が生じておりますので、当年度純利益は1,409万1,000円となっております。

次に、57ページ、(3)の経営指標等に基づく経営分析につきましては、62ページ及び63ページの別表3にお示ししているとおりですが、寒河江市下水道事業経営戦略の計画値と令和2年度実績を比較しますと、57ページ中段の表のとおり純利益や普及率、水洗化率は計画値を上回っており、公営企業会計への移行初年度については、下水道事業経営戦略に沿った下水道事業運営が行われているものと認められます。

(5) 今後の下水道事業運営等につきましては、水洗化戸数及び対象人口は未普及地域の整備促進により増加傾向にあり、特に公共下水道の普及により下水道使用料の増加が見込まれます。新規利用者拡大に向けた優先整備などの柔軟な対応や普及促進活動、水道事業と一体となった納入指導などの展開が効果を上げておりますが、今後さらなる普及活動の推進が望まれます。

今年度中に見直しを図ることとしております寒河江市下水道事業経営戦略における経営の健全化及び効率化などへの積極的な取組を通じ、市民への持続的かつ安定的な下水道サービスの提供を期待いたします。

報告は以上でございます。

散 会 午前10時38分

○國井輝明議長 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

